

第二体制

須崎港

区分：「津波第二体制」

「大津波警報、津波警報」発表時発出

- ・港内の船舶は、荷役・作業中止、港外退避、港内避泊、係留避泊、係留強化、陸揚げ固縛など、所要の措置を講じてください。
- ・時間的余裕がない場合には、陸上避難をしてください。

別紙「須崎港における船舶津波対応表」参照

区分：「津波第二体制解除」

「大津波警報、津波警報解除」発表時発出

須崎港における船舶津波対応表

須崎港台風・津波等災害対策委員会
平成22年 2月18日 制 定
令和3年 7月1日 一部改正

津波警報・注意報の種類		津波来襲までの時間的余裕	大 型 船 、 中 型 船（漁船を含む）				小型船(プレジャーボート・小型漁船)		勧告の呼 称
			港 内 着 岸 船 舶		錨泊船(作業船を含む)	航行船			
			一般船舶(作業船を含む)	危険物積載船舶			港内着岸船	航行船、錨泊船	
大津波警 報	巨 大 5m 10m 10m超	無し	陸上避難	陸上避難	※小型船等により陸上避難	港外退避	陸上避難	着岸後、陸上避難	津波第二体制
		有り	港外退避	港外退避	港外退避	港外退避	港外退避	港外退避	
津 波 警 報	高い 3m	無し	係留避泊又は陸上避難	係留避泊又は陸上避難	小型船等により陸上避難又は港内避泊	港外退避	陸上避難	着岸後、陸上避難	
		有り	港外退避	港外退避	港外退避	港外退避	港外退避	港外退避	
津 波 注意報	1m		係留避泊又は港外退避	係留避泊又は港外退避	港内避泊又は港外退避	港外退避	陸揚げ固縛後、陸上避難又は港外退避	着岸後、陸揚げ固縛のうえ陸上避難又は港外退避	津波第一体制
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）			避難準備の実施 （支援体制の確保、岸壁管理の対応の確認、荷主企業等の対応の確認、避難方法の確認、南海トラフ臨時情報の入手、自主的な避難）						南海トラフ地震警戒強化
備 考			荷役・作業は早急に中止すること 事業者側で予め対応マニュアルを作成すること		津波により強潮流となる海域を予め調査しておくこと		港外避泊は時間的余裕がある場合に限る		

津波来襲までの時間的余裕

- 無し： 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合
- 有り： 大津波・津波警報が発せられた時点から港外退避に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）がある場合
- 大型船： タグボート等の補助船、パイロット等を必要とし、単独での出港が困難な船舶をいう
- 中型船： 大型船及び小型船以外の船舶をいう
- 小型船： プレジャーボート、漁船等のうち、港内で陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう
- 陸上避難： 船舶での退避は高い危険が予想される、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る
- 港外退避： 港外の水深が深く、十分広い海域、沖合に避難する（港外退避が間に合わない場合は港内の泊地において待機）
- 港内避泊： 港内の避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する
- 係留避泊： 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する
- 陸揚げ固縛： プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないように固縛する
- ※： 錨泊船は、搭載艇、交通船等に乗船し、岸壁等から陸上避難する